○法務省告示第三百三十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月十二日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表に次のように加える。

株式会社カツロン	大阪府東大阪市下小阪三丁目八番六号	プラスチック成形

○国土交通省告示第八百五十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月十二日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

松川入川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽字下塔ノ原三五三九番一地内四等三角点松川を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十一年建設省告示第千七百三十六号で指定した松川入川に掲げる土地の区域及び平成十六年国土交通省告示第五百三十六号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から三三一度四一分一七秒　一号

標柱一号から二四二度三二分三五秒　二号

標柱二号から二〇八度一〇分二六秒　三号

標柱三号から二三一度五八分五四秒　四号

標柱四号から二三五度一二分四七秒　五号

標柱五号から二三六度四四分三六秒　六号

標柱六号から二一〇度二九分一八秒　七号

標柱七号から一六三度四五分二二秒　八号

標柱八号から二〇八度一七分五秒　九号

標柱九号から一七四度四七分二五秒　十号

標柱十号から一四〇度三八分六秒　十一号

標柱十一号から一〇七度五〇分五八秒　十二号

標柱十二号から一二七度二一分一六秒　十三号

標柱十三号から一四七度五五分一三秒　十四号

標柱十四号から一六八度一九分三三秒　十五号

標柱十五号から一八〇度一分一六秒　十六号

標柱十六号から一二四度五三分五八秒　十七号

標柱十七号から二〇三度三八分九秒　十八号

標柱十八号から一四四度三二分二秒　十九号

標柱十九号から一六九度五九分九秒　二十号

標柱二十号から二〇八度四〇分三秒　二十一号

標柱二十一号から二一三度二九分三四秒　二十二号

標柱二十二号から二二四度二九分一秒　二十三号

標柱二十三号から二二七度二五分五四秒　二十四号

標柱二十四号から二三七度三〇分二三秒　二十五号

標柱二十五号から二四九度五分九秒　二十六号

標柱二十六号から二三一度一七分五〇秒　二十七号

標柱二十七号から二〇一度二一分二四秒　二十八号

標柱二十八号から二二三度一八分三七秒　二十九号

標柱二十九号から二一五度五四分五一秒　三十号

標柱三十号から二一八度一五分五四秒　三十一号

標柱三十一号から二二一度五八分二三秒　三十二号

標柱三十二号から二三一度二二分四七秒　三十三号

標柱三十三号から二三二度四四分三四秒　三十四号

標柱三十四号から二五〇度一五分二三秒　三十五号

標柱三十五号から二〇一度三四分五秒　三十六号

標柱三十六号から三一五度五八分三八秒　三十七号

標柱三十七号から三三〇度二三分四三秒　三十八号

標柱三十八号から六五度二五分一八秒　三十九号

標柱三十九号から七〇度四三分二二秒　四十号

標柱四十号から八二度四六分五三秒　四十一号

標柱四十一号から四九度二六分一三秒　四十二号

標柱四十二号から六七度三一分二三秒　四十三号

標柱四十三号から七三度五分四〇秒　四十四号

標柱四十四号から二三度四五分三一秒　四十五号

標柱四十五号から三三度二七分五五秒　四十六号

標柱四十六号から四二度三二分二九秒　四十七号

標柱四十七号から四七度七分二一秒　四十八号

標柱四十八号から一七度二五分五四秒　四十九号

標柱四十九号から三五度二分四五秒　五十号

標柱五十号から五七度三四分三七秒　五十一号

標柱五十一号から四七度三六分五五秒　五十二号

標柱五十二号から一二度三九分一一秒　五十三号

標柱五十三号から三四度四九分五一秒　五十四号

標柱五十四号から三四五度三三分一二秒　五十五号

標柱五十五号から三五四度五六分四五秒　五十六号

標柱五十六号から三二度四三分二四秒　五十七号

標柱五十七号から四七度七分二一秒　五十八号

標柱五十八号から五三度一八分一三秒　五十九号

標柱五十九号から三〇度四九分三三秒　六十号

標柱六十号から三五五度三八分二一秒　六十一号

標柱六十一号から三四度四二分七秒　六十二号

標柱六十二号から六六度二〇分三三秒　六十三号

二　(一)　砂防法第二条の土地の表示

清津川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

新潟県南魚沼郡湯沢町大字三俣地内四等三角点湯沢三俣を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と七十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十四年建設省告示第三千三百号で指定した土地の区域、昭和四十八年建設省告示第千八百三十一号で指定した同号一に掲げる土地の区域及び昭和五十二年建設省告示第四十五号で指定した同号二十一に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から一二七度〇分四六秒　一号

七六七・三〇九メートルの地点　二号

標柱一号から一六六度四一分四三秒　二号

二二・七一七メートルの地点